

第八章 人 員

第廿一條 支部に於てハ支部長一人ヲ置キ之ヲ支部員ニシテ之ヲ指導スルコトヲ期ス

第廿二條 支部長ハ支部員ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第廿三條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第廿四條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第廿五條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第廿六條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第廿七條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第廿八條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第廿九條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十一條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十二條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十三條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十四條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十五條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十六條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十七條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十八條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第三十九條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十一條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十二條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十三條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十四條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十五條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十六條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十七條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十八條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第四十九條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

第五十條 支部員ハ支部長ニシテ之ヲ選出スルコトヲ期ス

財団法人協同會大阪支所

第卅二條 本黨ニ入黨セントスル者ハ支部若クハ黨本部ニ申込

中央委員會ハ之ヲ審査シ入黨ノ許否ヲ決定ス

第九章 罰 則

第卅三條 黨員ニシテ左ノ一ニ該當スル者ハ中央委員會又ハ大會ニ於テ除名スル事ヲ得

一 黨員ノ主義綱領ニ違背シタル者

二 黨員ノ面目ヲ毀損シタル者

三 黨員ノ統制ヲ亂シタル者

第卅四條 前條ノ規定ハ支部ニモ準用ス

第十條 附 則

第卅五條 黨ノ綱領及規約ハ黨大會出席代議員三分ノ二以上賛成ヲ得ルニ非ザレバ變更加除スル事ヲ得ズ